

宮津与謝環境組合議会会議録

令和元年第3回（10月）定例会

宮津与謝環境組合議会

令和元年 第3回 宮津与謝環境組合議会定例会議事速記録 目次

会期 1日間（10月23日）

1 付議事件一覧	1
1 出席議員氏名	2
1 欠席議員氏名	2
1 説明のため出席した者の職氏名	2
1 議事日程	2
◎ 松本議長の開会宣言	2
※ 日程第1 諸報告	2
※ 日程第2 会議録署名議員の指名	3
※ 日程第3 会期の決定	3
※ 日程第4 議第4号 平成30年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定について	3
○ 城崎管理者の提案理由説明	3
○ 和田野事務局長の提案理由説明	4
◎ 坂根議員の質疑	6
○ 落合主任の答弁	6
(討論なし)	
1 議第4号	7
※ 日程第5 議第5号 宮津与謝環境組合廃棄物処理に関する条例の制定について	7
○ 和田野事務局長の提案理由説明	7
◎ 永島議員の質疑	8
○ 和田野事務局長の答弁	8
◎ 永島議員の質疑	9
○ 和田野事務局長の答弁	9
◎ 坂根議員の質疑	10
○ 和田野事務局長の答弁	10
◎ 坂根議員の質疑	10
○ 城崎管理者の答弁	11
◎ 坂根議員の質疑	11
○ 吉本副管理者の答弁	11
○ 山添副管理者の答弁	11

(討論なし)

1 議第5号.....	— 原案可決 —	11
※ 日程第6 一般質問.....		12
◎ 松本議長の閉会宣言.....		12

令和元年 第3回(10月) 定例会付議事件一覧

会期 1日間(10月23日)

事件番号	件名	議決年月日	議決結果
議第4号	平成30年度宮津与謝環境組合一般会計決算認定について	元.10.23	認定
議第5号	宮津与謝環境組合廃棄物の処理に関する条例の制定について	元.10.23	原案可決

令和元年第3回 宮津与謝環境組合議会定例会議事速記録

令和元年10月23日(水) 午前10時00分 開会

◎出席議員(10名)

河邊 新太郎	渡邊 貫治	山根 朝子
星野 和彦	長林 三代	和田 裕之
永島 洋視	濱野 茂樹	坂根 栄六
松本 隆		

◎欠席議員 なし

◎議会担当職員

主任	落合 久志	主任	奥野 均
----	-------	----	------

◎説明のため出席した者の職氏名

管理者(宮津市長)	城崎 雅文	副管理者(伊根町長)	吉本 秀樹
副管理者(与謝野町長)	山添 藤真		
事務局長	和田野 喜一	事務局次長	沖 光博
事務局嘱託	西原 正樹	監査委員	稲岡 修

◎議事日程

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議第4号 平成30年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議第5号 宮津与謝環境組合廃棄物の処理に関する条例の制定について
- 日程第6 一般質問

(開会 午前10時00分)

○議長(松本隆) ただいまから令和元年第3回(10月)宮津与謝環境組合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 「諸報告」であります。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、一般会計の平成30年度出納整理期間中の4月分、5月分及び平成31年度4月分、令和元年5月分、6月分、7月分及び8月分の例月出納検査結果報告書、並びに同法第199条第9項の規定に基づ

く、令和元年度一般会計定期監査結果報告書が提出されており、原文は環境組合事務局に保管しておりますので、随時、御覧おきを願います。

○議長（松本隆） 日程第2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、

坂根栄六さん、河邊新太郎さん

を指名いたします。

以上のお二人に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いをいたします。

○議長（松本隆） 日程第3 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本隆） 異議なしと認めます、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（松本隆） 日程第4 議第4号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。 城崎管理者。

〔城崎管理者登壇〕

○管理者（城崎雅文） おはようございます。本日は、令和元年第3回宮津与謝環境組合議会定例会をお願いいたしましたところ、御出席をいただき厚くお礼申し上げます。

はじめに、先日10月12日に襲来した大型で非常に強い台風19号は、幸いにして当地方への直接の影響はありませんでしたが、東海から関東及び東北地方では、数多くの河川堤防の越水・決壊や土砂崩れにより、多くの尊い人命が失われるとともに、住居・インフラに未曾有の被害を及ぼしました。

これから季節が冬に向かい、寒さも一層強まってまいります、被害に遭われました皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、健康に十分ご留意いただき、一刻も早くこれまでどおりの生活に戻れるよう、災害復旧の進捗を願っております。

さて、広域ごみ処理施設整備につきましては、昨年の7月豪雨により流出した土砂が、建設用地内や掘削中のごみピットに流入する被災を受けたため、1か月の工期延長となりましたが、その後の天候にも恵まれるとともに、この度のような大きな災害もなく、来年4月の実質稼働に向けて順調に工事が進捗しております。

本定例会への提出議案でございますが、平成30年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定について、宮津与謝環境組合廃棄物の処理に関する条例の制定についての2議案を提案させていただきますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

それでは、ただいま議題となりました議第4号 平成30年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定につきまして、御説明を申し上げます。

まず、平成30年度の主要な施策の成果であります、事業進捗と主要な事業につきましては、一つには、平成29年度に杭打ちの障害となった転石を除去した後、地盤等の基礎工事を完了し、ごみ焼却施設とリサイクル施設の建築工事に着手するとともに、可燃性粗大ごみ処理装置や高速回転式破砕機などのプラント機械設備の据え付け工事を実施しました。

二つには、先に申し上げましたが、昨年7月の豪雨によって想定を超える土砂が流出、建設用地の隣接水路を閉塞させ、溢れ出た土砂が再び流入したため、工事の中断と復旧作業に時間を要した結果、令和2年6月末竣工へと工期が約1か月遅延することとなりました。

なお、施設建設工事の平成30年度末進捗率は、土木建築工事が64.0%、プラント工事が6.1%、全体としては35.1%であります。

以上が30年度の主要な取り組みの概要でございます。

今後とも、事業者と十分な連携を図りながら、来年4月の実質施設稼働に取り組んでまいり所存でございます。

この後、事務局から補足・詳細説明を申し上げますので、この上どもの御理解と御協力をお願い申し上げ、平成30年度決算について、認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松本隆） 和田野事務局長。

〔和田野事務局長登壇〕

○事務局長（和田野喜一） それでは私から、ただいま議題となりました議第4号 平成30年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の詳細を御説明申し上げます。

決算の概要につきまして、お手元に配付しております「宮津与謝環境組合の主要な施策の成果に関する報告書」で御説明を申し上げます。

1 ページの「平成30年度一般会計決算の概要」を御覧ください。

まず、業務の内容についてでございます。

先ほど管理者が申し上げました成果の概要と重複するところがありますが御了承ください。

それでは、平成30年度に実施した主な施設整備関係の業務としましては、平成29年度に杭打ちの障害となった転石を除去したのち、杭打ちを含む地盤等の工事を完了し、ごみ焼却施設とリサイクル施設の建築工事に着手、並行して工場製作していたプラント機械設備について、組合職員の工場立ち合い検査を経て、建設用地への据え付け工事を実施しました。

また、平成29年に発生した台風による豪雨で隣接林野から土砂が流出し、建設用地への流入被害の発生を受けて、その対策として土砂流入防止壁を設置しましたが、翌年の平成30年7月豪雨によって想定を超える土砂の流出が発生、再び土砂が流入し工事中断を余儀なくされました、この件につきましては、議員の皆様にも御覧をいただいたというこ

とでございます。そうしたことから、復旧に時間を要し約1か月の工期延長となりました。

このような度重なる豪雨災害に対して、施設の安全確保を図るための恒久的な対応策が必要であるとの判断から、有効な方策の検討に向けて京都府と協議するとともに、専門業者による現地調査を行い、本調査から得られた結果をもとに、令和元年度に防災施設として林野への沈砂池とフトンかごの整備を進めることといたしました。

なお、施設建設工事の30年度末進捗率は、土木建築工事64.0%、プラント工事6.1%、全体で35.1%となっております。

以上が、平成30年度の主な業務概要であります。

次に、決算の概要について、御報告申し上げます。

平成30年度の収支は、歳入総額13億1,185万1,970円、歳出総額13億229万7,650円、歳入歳出差引残額および実質収支額は955万4,320円で、不用額は489万1,350円であります。

歳入につきまして、主なもとしては、構成市町からの分担金が8億9,268万4千円で、歳入総額の68.0%、国庫補助金は4億1,468万2千円で、歳入総額の31.6%であります。

歳出につきまして、その主なものは投資的経費(施設建設費)であります。12億6,706万6千円で、歳出総額の97.3%を占めております。

続いて、決算の内容につきまして、『歳入歳出決算書』で御説明を申し上げます。

まず、歳入です。2ページ・3ページを御覧ください。

予算現額の歳入合計13億718万9千円に対しまして、収入済額は13億1,185万1,970円あります。

次に歳出であります。4ページ・5ページを御覧ください。

予算現額の歳出合計13億718万9千円に対しまして、支出済額は13億229万7,650円で、先ほど申し上げました不用額は489万1,350円となり、歳入歳出差引残額は955万4,320円、実質収支額についても同額の955万4,320円あります。

次に、8ページ・9ページ 決算事項別明細書をご覧ください。

主な歳入として、1款 分担金及び負担金 1項 分担金、収入済額8億9,268万4千円は、構成市町の分担金として受け入れたもので、分担金の割合は、平成27年の国勢調査による人口割としており、内訳につきましては、備考欄に記載のとおりであります。

次に、2款 国庫支出金 1項 国庫補助金、収入済額4億1,468万2千円は、国からの循環型社会形成推進交付金を受け入れたものであります。

次に、3款 繰越金 1項 繰越金 347万5,104円は、前年度決算剰余金となっております。

次に、4款 諸収入 2項 雑入の収入済額は100万6,121円で、主なものは、平成30年7月豪雨災害に対する災害見舞金として、広域ごみ処理施設の建設を請け負っております株式会社タクマより100万円の寄付を受けたもので、ごみ処理施設防災対策に係

る測量・設計業務の財源として使用しております。

続いて、歳出であります。10ページ・11ページを御覧ください。

主な歳出として、1款 議会費では、議員報酬として13万9,424円を支出しております。

次に、2款 総務費 1項 総務管理費は、予算現額3,587万円に対して、支出済額3,448万3,690円となっており、1目 一般管理費につきましては、組合職員と嘱託職員の人件費のほか、各種電算システム等の保守業務委託や構成市町からの派遣職員に係る負担金など、総務費に係る経費として3,447万4,690円を支出しております。

次に、12ページ・13ページを御覧ください。

3款 衛生費 1項 清掃費 1目 施設建設費は、予算現額12億6,940万2千円に対し、支出済額12億6,754万2,930円であります。

主な支出内容は、ごみ処理施設建設工事に伴う設計施工監理業務、ごみ処理施設防災対策に係る測量・設計業務などの委託料として4,422万2,760円、ごみ処理施設建設工事などの工事請負費として12億2,284万5,120円、さらに、須津・石川両地区の対策委員会への活動経費交付金として30万円など、施設整備に係る経費を支出しております。

なお、歳出予算の執行率は99.6%となっており、各業務の詳細につきましては、「主要な施策の成果に関する報告書」に記載のとおりであります。

最後に、監査委員から提出されております決算審査意見につきましては、別添のとおりであります。

以上、誠に簡単でございますが、平成30年度歳入歳出決算に係る提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本隆） これより質疑に入ります、御質疑はありますか。坂根栄六さん。

○議員（坂根栄六） 一点、確認させてください。歳入の方の8ページ、9ページになっておりますけれども、循環型社会形成推進交付金こちらの方の予算の方が、4億1,002万2千円ということで、実際の収入済額の方が4億1,468万2千円と増額している要因といたしますか、どういうことであつたのかお尋ねします。

○議長（松本隆） 落合主任。

○主任（落合久志） 御質問にお答えします。

予算現額との差額につきましては、当初環境省の方から交付決定を受けました金額について、謝環境組合から要望をしておりました交付金額に対しまして、国の査定が入りまして若干低い金額の決定を当初受けております。

その後、交付金の不足につきまして環境省の方に改めて要望させていただいて、その要望に対して年明け31年の2月に決定を受けましたので、補正予算には間に合わなかったことから、当初予算と改めて国の追加交付を受けた金額との差額として、466万円を予

算現額との差額として挙げております。

○議長（松本隆） 他に御質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他の御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本隆） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（松本隆） 起立全員であります。本件は、原案のとおり認定されました。

○議長（松本隆） 日程第5 議第5号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。和田野事務局長

〔和田野事務局長登壇〕

○事務局長（和田野喜一） ただいま議題となりました、議第5号 宮津与謝環境組合
廃棄物の処理に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案参考資料もあわせて御覧ください。

今回お願いしております条例は、宮津与謝環境組合が設置する一般廃棄物処理施設が、令和2年4月から実質稼働することに伴い、宮津市、伊根町及び与謝野町で排出した一般廃棄物の処理に関して、ごみ処理施設の運営に必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

提案条例の概要につきましては、処理対象とする廃棄物、搬入できる者、受入基準、処理手数料及びその減免など、主にごみを直接搬入する場合の取り扱いについて規定しております。

本施設の廃棄物処理料は、直接搬入した廃棄物10キログラムまで100円とし、10キログラムを超えるときは、その超える10キログラムにつき又はその端数ごとに100円を加算する設定としております。

また、この条例の施行日は、令和2年4月1日としております。

先ほど申し上げました10キログラムまで100円の考え方でございますが、伊根町及び与謝野町ではそれぞれ最終処分場等への搬入や、宮津市ではごみ場への搬入として処理されております。

それぞれ現行は、宮津市では50キログラムごとに500円、伊根町さんと与謝野町さんは10キログラムごとに100円とされておりますので、それを調整した結果10キログラム単位の料金とさせていただいたものです。

また、ごみの搬入もしくは収集に関しまして、ほとんど現行の搬入なり収集と変更はない見込みでありますけれども、詳細な部分につきましては「ごみ分別大辞典」ということ

で、ただいま調整をしております、間もなく住民の方々に冊子の配布と各市町を通じまして説明がなされるという段取りで進めておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上が提案理由の内容であります、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本隆） これより質疑に入ります、御質疑はありますか。永島洋視さん。

○議員（永島洋視） それでは条例の制定について質問をしたいと思います。

この条例について、今回10キログラムまで100円ですね、それを超える場合は10キログラムごとに100円を加算するというふうになっております。

これは、現在の与謝野町、伊根町と宮津市の直接搬入料金と変わらないということで、理解したわけですが、ただ変わらないというだけで、この条例を審議せよというのは少々乱暴ではないかというふうに思っています。

新しい施設でのごみの受け入れは、もう5か月先には始まるわけですね、そういう中で宮津与謝地域のごみ処理はどういうふうに変わっていくのか、どれだけこの施設ができることによって、ごみが減量化されるのか、地球環境改善にどう貢献をしていくのか。

少なくとも、これ位のアウトラインは示したうえで条例の提案を私はすべきだと思いますが、この点についての見解を聞きたいと思います。

○議長（松本隆） 和田野事務局長

○事務局長（和田野喜一） 今おっしゃったごみの減量化というのは、世界にとって大きな問題でありますし、当地域においても人口減等に伴ってごみ分別なり減量化というのを如何にして進めていくかというのは、大きな課題だと認識をいたしております。

事前にそれらの状況について、住民の皆様にお知らせをしながら、さらには搬入に係る料金等についても協議をすべきではないかという御意見だったと思います。

当然今回のごみ処理施設ができることに関連しまして、1市2町どのようなごみ処理体系でいくのか、さらに減量化に向けて、もしくは住民の方々の負担軽減を図っていくために、どのような手法があるのかということについて、たび重なる協議をしてみました。

そうした中で、現状のごみ処理の収集業務、施設における処理の内容が現行とほとんど変わらないという状況であり、住民の方々への周知というのは欠落しておったのかも分かりませんが、担当課、1市2町の所管課においてはその部分は承知の上で協議も進めてきたと認識しております。

ですから、減量化なりそうしたことについてどのように考えていくのかということですが、今回のごみ処理施設に伴って、さらに改善できる部分については、運用の中でどんどん改善していきたいと思っておりますし、住民の方々へ申しあげました「ごみ分別大辞典」ということで周知をする分けですが、これについてもこれが完ぺきなもの、現時点ではそのように思って配布させていただきますが、これについても運用の中でこうすべきではないかとの御意見もいただきながら、より良い方向にもっていききたいと思っておりますので、

御理解賜りたいと思います。

○議長（松本隆） 永島洋視さん。

○議員（永島洋視） それではもう一点聞きたいと思います。

先ほども言いましたように、5か月後には新施設でのごみの受け入れが始まるわけですね、しかし住民への周知徹底というのは全くされていないわけですね。

ごみ分別大辞典を作成中で、もうすぐ出来るんだという説明は今聞きました、しかしごみの分別が全く変わらないのか今と、ごみ分別大辞典に基づいてどうこれから住民への周知徹底が図られようとするのか、この環境組合と市町の役割はその点でどういうふうに分担をしていくのか、スケジュール的にはどうゆうような予定になっているのか。

その辺は具体的にやはり条例を審議するなら、5か月後に迫っておるわけですから、その辺は説明をすべきではないかと私はと思いますが、その辺はどうなっているのか聞きたいと思います。

○議長（松本隆） 和田野事務局長

○事務局長（和田野喜一） まず、分別でございます。分別につきましては、先ほどから申し上げておりますように、現行のごみ分別とほとんど変わらない。

ただ一点、与謝野町さんにおかれましては大型ごみと燃やさないごみ、ペットボトルは宮津の清掃工場に今も搬入されておりますので、燃やさないごみ等について最終処分場に持って行っておられる。

これが、今度ごみ処理施設ができましたなら、1市2町と同様に全てのごみを新施設に搬入されます、一番大きく変わってまいりますのが与謝野町さんの住民の方々のごみの搬出だと思っております。

それにつきまして、市町の住民の方々への説明などについては、具体的にどこまで進んでおるかというのは、組合として承知をいたしておりません。

いずれにいたしましても、今回のごみ処理施設でございますが、1市2町の間処理施設として、ごみを焼却してまたはリサイクルする施設を1市2町で共有して持つと、収集業務については1市2町が責任を持って行うということでございますので、その収集にあたって、ごみの分別でございますが、その部分は各市町の責任でもって、しっかり収集業務なりの周知はお願いをしていきたいと考えております。

その部分が、組合と市町の分担ということになるかと思っております。

それとスケジュールでございますが、後程スケジュールは申し上げますけれども、再三にわたりこの組合議会でも申し上げておりますように、来年4月から実質稼働するというので、それまでの試験的な運用につきましては、住民の方には大きな影響がないように取り組んでまいりたいと考えておりますので、後は収集業務をする段階で4月1日から全てを新処理施設に搬入する、また直搬についても4月1日から直搬されるという大まかなスケジュールでございますので、合わせてよろしくお願いたします。

○議長（松本隆） 他に御質疑はございませんか。坂根栄六さん。

○議員（坂根栄六） それでは確認をさせていただきたいと思います。

この条例の第5条、処理対象廃棄物こちら第5条の方に(1)、(2)ということで、「家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物」、「その他管理者が処理することが必要と認める廃棄物」ということで、対象廃棄物というのは記載されています。

そして第7条の方では受入基準ということで、「規則で定める受入基準に従わなければならない」と各項目が記載されているわけでありましてけれども、この基準というところを見ますと施行規則の方の受入基準に該当すると。

その中で受入拒否というところがありますけれども、この受入拒否第3条、規則の中の、ここにアからキとか記載されていますけれども、特にアの「有害性物質を含むもの」といことですが、これはいわゆる放射性物質といったものも含まれるのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（松本隆） 和田野事務局長

○事務局長（和田野喜一） 坂根議員の御質問であります。

まず、廃棄物を中間処理する施設を作るといったことで、申し上げたところですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法と略称で言っておりますけれども、これがございます。

その中で、廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体など、縷々指定がされておまして、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものに限定するとなっております。

事業活動に伴って生じた廃棄物、御承知のように木くず、金属くずなど20種類が産業廃棄物として指定されておまして、産業廃棄物以外は一般廃棄物に区分され、本施設で処理するのは一般廃棄物ということでございます。

そのごみには申し上げたように、家庭系ごみと事業系ごみがございます。今条例にあります有害物質を含むものでありますが、廃掃法とは別建てで東日本大震災に伴っての廃棄物処理、放射性廃棄物処理の関係ですが、これについては放射性物質汚染対処特措法という法律を定めており、これは放射性物質、基本的には国が責任を持って処理をするとなっております。そのエリア、対策地域内廃棄物なり指定廃棄物に分類されているということでもあります。

こういったものは、国が責任を持って処理をするということで、今回の当施設につきましては一般廃棄物についての処理ということで、こうした組合の廃棄物処理施設では、処理できないものとなっております。

○議長（松本隆） 坂根栄六さん。

○議員（坂根栄六） 御答弁いただきました、放射性物質というのは該当しないということでもあります。

須津地域においてはですね、今回のごみ処理施設を受け入れるにあたっての住民説明会の中でも、放射性物質の受入ということに心配の声がありました。そういった意味でそう

いうところを、しっかり受け入れないというところの担保といいますか、受け入れないということがあって、今回のごみ処理施設の同意を地元の方はされたのだと、私は認識しております。

そういった中で、先ほど御答弁があったように、放射性物質こういったものは受け入れることはないということですが、改めて管理者・副管理者の方にですね、放射性物質というのは受け入れないんだということを、明言していただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（松本隆） 城崎管理者

○管理者（城崎雅文） 私から、坂根議員の質疑にお答えいたします。

先ほど局長が申し上げたとおりでございますが、放射性物質を含む廃棄物は法律のよって国が責任をもって処理するということでございます。

この新施設への持込み・処理は出来ないと言うか、行わないということでございます。

さらに申し加えますと、放射性濃度が8,000ベクレル/kg以下のものにつきましても、放射性廃棄物関連と判明した場合は、同様の対応、受け入れないということにしておるということでございます、以上でございます。

○議長（松本隆） 坂根栄六さん。

○議員（坂根栄六） 第5条の(2)の方で、「その他管理者が処理することが必要と認める廃棄物」という記載がありますので、その時の首長さんが政府・国の方針によって、放射性物質を受け入れるようなことがないようにですね、ここの分をしっかりと抑えていただきたいと思います。

副管理者の皆さんもそれでよろしかったでしょうか。

○議長（松本隆） 吉本副管理者

○副管理者（吉本秀樹） ただいま管理者がおっしゃったとおりでございます。

○議長（松本隆） 山添副管理者

○副管理者（山添藤真） 私の方も、ただいま城崎管理者が申し上げられたとおり、対応していきたいと考えています。

○議長（松本隆） 他に御質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他の御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本隆） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（松本隆） 起立全員であります。本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（松本隆） 日程第6 一般質問であります。一般質問の通告がありませんでした。以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、令和元年第3回（10月）宮津与謝環境組合議会定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。

（閉会 午前10時42分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宮津与謝環境組合議会議長 松本 隆

会議録署名議員 坂根 栄六

同 上 河邊 新太郎